

町田市

農業委員会だより

発行・編集：町田市農業委員会・農業委員会だより編集委員会

町田市森野2-2-22 Tel: 042-724-2169

米作り農業体験を実施しています！

忠生公園内の田んぼにて「米作り農業体験」を実施しています。

この体験は市民の皆様へ農業へ興味をもってもらえるように、町田市農業委員会・JA町田市により町田市米作り農業実行委員会を作り、1994年度から行われているものです。



草取り



田植え

今年度も昨年度と同様に定員を大きく上回る応募があり、市民30名が参加しています。

4月から農業委員会では、田おこし、代かきの作業、参加者の皆様には、5月に田植え、7月に草取り、9月に稲刈りを体験していただきました。はじめて体験される方も農業委員やJAの職員の指導の下、

家族で助け合いながら賑やかに作業されていました。作業の後は、田んぼに現れたカモや、トンボ、カエルなどの生き物を観察して、楽しい時間を過ごされていました。

農作業を通じて自然に親しむことの楽しさや、農作業の難しさを実感されたのではないのでしょうか。11月に行う収穫祭では、餅つきを体験していただくことになっています。

新しい農業委員の紹介



2022年10月1日付けで石阪丈芳氏が農業委員に任命されました。任期は他の農業委員と同じく、2025年3月31日までです。

石阪委員は鶴川地区のうち、野津田第一、野津田第二、綾部、野津田東部の地区担当委員となります。どうぞよろしくお願ひします。

また、2022年6月まで当地区を担当していただいた石阪至孝委員につきましては、4期もの間、農業委員会活動にご尽力いただきありがとうございました。

『生産緑地』かわら版

2022年度特定生産緑地指定申請の受付開始について

2022年10月3日から2023年3月31日まで、指定申請の受付を行います。

この度の指定の対象は、1994年（平成6年）、1995年（平成7年）指定の生産緑地です。町田市から申請書類が届いた土地所有者の皆さまは、書類を必ずご確認ください指定申請についてご検討をお願いいたします。

窓口の混雑を避けるため、特定生産緑地の指定申請や個別相談、その他生産緑地に関連することについてご相談の際は、ご予約が必要になります。事前に下記へご連絡ください。

【お問い合わせ】都市づくり部土地利用調整課 電話：042-724-4254

※1994年（平成6年）に指定された生産緑地をお持ちの方は、今回の申請が最終の受付です。期限を過ぎての申請はできません。お忘れなきようご注意ください。

生産緑地追加指定の募集を行います！

町田市の実産緑地は毎年約5ha減っています。（2022年1月1日現在約203ha）

2023年1月に生産緑地の追加指定の事前募集を行います。2022年1月には9件約4,380㎡が追加指定されました。生産緑地に指定されると固定資産税が優遇される等のメリットがありますので、対象農地をお持ちで申請をお考えの方はあらかじめ、農業委員会事務局までお問い合わせください。

～対象となる要件～

- 同一街区内または隣接する街区を含めた区域で一団として300㎡以上が見込めること。
- 登記地目及び固定資産税の課税の地目が田・畑（農地）であり、現に耕作をされていること。
- 個々の農地面積は100㎡以上の一筆単位であること。

生産緑地制度と相続税納税猶予制度は、別々の制度です！

相続税納税猶予の適用農地（納税猶予農地）が生産緑地指定から30年を経過しても、納税猶予制度は引き続き適用されているため、終身営農義務も継続されています。営農をやめてしまうと、相続税納税猶予が打ち切れ、2ヶ月以内に相続税に加え、利子税を支払うことになります。また、納税猶予農地の面積20パーセントを超えて、譲渡、贈与、転用等を行うと期限が確定し、納税猶予が打ち切れ、全ての納税猶予農地についての相続税と利子税の支払いが生じます。※詳しくは農業委員会事務局へお問合せください。

納税猶予を受けていても、特定生産緑地指定（※30年経過する前に受ける必要があります。）を受けなければ、固定資産税が農地課税から宅地課税へ5年間で段階的に上がってしまいます。また、今後相続が発生した時に、新たに相続税納税猶予制度の適用を受けられなくなります。

納税猶予適用農地であっても自動的に特定生産緑地に指定されるものではありません。

納税猶予適用農地をお持ちの方は必ず特定生産緑地の指定申請についてご相談ください。

?? 特定生産緑地に指定『する』と『しない』の違いって何だろう??

	指 定 す る	指 定 し な い
定資産税・都市計画税	農地課税	段階的に宅地並み課税
相続税納税猶予	受けられます	受けられません
買 取 申 出	理由が必要（死亡や病気等）	いつでも買取申出できる

※ 現在受けている相続税納税猶予適用は「指定する」「指定しない」に関わらず継続されます

農業振興課からのお知らせ

～ 農業者紹介（2017年度就農）～

- 名前：^{こたま} 兒玉 ^{くにひろ} 邦広さん（鶴川地区）
- 経営概要：57a（真光寺町・矢部町）
- 就農前：府中市で生まれ育ちましたが、自然環境の良い場所に住みたいと考え、真光寺町に引っ越してきました。
- 農業を志したきっかけ：家庭菜園で上手に野菜を作りたいと考え、勉強をかねて農家のお手伝いをはじめたところ、農業に魅了されてしまい就農を決意。町田市の農家さんの下で2年弱修行しました。
- これからの抱負：地場産野菜の最大の魅力は新鮮さ。野菜作りに携わるようになって、初めて新鮮な野菜の魅力を知りました。JA 町田市直売所アグリハウス鶴川店を中心に多種多様な野菜を地元の皆様にお届けしたいと思っています。



～ 第49回町田市農業祭について～

第49回町田市農業祭を町田シバヒロで開催します。今年度は感染対策を行い、野菜・植木等の品評会や、農産物の即売会等を実施する予定です。農業者の皆様にはご協力をお願いいたします。

■日 時：11月12日（土）・13日（日）
午前10時～午後3時30分

■場 所：町田シバヒロ

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、催事内容の変更や開催できない場合もあります。



町田産野菜で作った「野菜宝舟」
（JA町田市青壮年部2021年度作成）

農地利用最適化推進委員になって

今年度より函師・山崎地区より推薦され農地利用最適化推進委員になった井上です。水田、畑の農地で農業を行っています。水田は谷戸田であり農耕には小型の管理機で行う状況ですが、近隣には同様に農耕を行う方が複数おり、その点では恵まれていると思います。委員になって農地関係の法律に触れ、改めて勉強不足を痛感しています。しかし、多くの先輩委員の方の意見や農業委員会事務局の方達の支援を受けながら努力いたしております。農業を継続するためにも、また農業を離れるにしても関係する法律が多くありますので、注意して農業委員会だよりや新聞等に目を通し、いろいろな情報を熟知していく必要を感じました。

なお、農業委員会・JA 町田市により『米作り農業体験』が実施されていますが、実際に水田で水稻を作っている委員が少ないのには考えさせられました。町田の農業も日々変化しており、今後も農地の適正な管理が必要と感じられます。私は委員としての職務を一生懸命遂行していく所存でございます。



井上 令士 委員
（忠生地区）

物価高騰対策農業者支援給付金 - 農業振興課からのお知らせ -

●物価高騰対策農業者支援給付金の申請受付を開始します！

コロナ禍において物価高騰の影響を受けている市内農業者を支援するため、肥料費、飼料費、諸材料費、及び動力光熱費の一定割合を給付します。上限額は、税申告における販売金額または100万円のいずれか少ない額です。JA町田市各支店の経済課窓口で12月23日まで申請を受け付けています。

詳細は、JA町田市各支店の経済課窓口で、またはJA町田市経済センター（Tel:792-6111）に電話でお問い合わせください。

農業委員会事務局からのお知らせ

●農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しました！

農業委員会では、農地法第30条に基づき農地の保全管理の徹底と農地流動化の推進を図るため、8月に市街化調整区域で農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しました（実績48筆、18,211㎡）。遊休農地については地権者への肥培管理の指導、農地あっせん制度の説明も併せて行っています。今後も引き続き、肥培管理の徹底をお願いいたします。

●全国で女性の農業委員が増えています！

地域農業の将来を見据えた取り組みとなるよう、性別や年齢にかかわらず、女性や青年農業者、地域農業の振興に理解のある多様な人材が農業委員に求められています。女性農業者の皆様、農業委員になって町田の農業を一緒に盛り上げていきませんか。

●全国農業新聞を読みませんか？

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である、農業委員会系統組織の全国農業会議所が発行する農業総合専門紙です。

★購読料 月700円 ★発行日 毎週金曜日

●農作物生産状況調査票の提出について

お手元にお送りした調査票に2021年1月から12月までの状況をご記入の上、10月31日（月）までに農業委員会事務局へご返送下さい。

皆さまにご記入いただいた調査票は、従事日数など農地台帳の整備に使用されるとともに、各種統計や防災上の指標など、農業振興施策の基となる大変重要なデータとなります。

調査へのご協力をお願いいたします。

※特に生産緑地をお持ちの方は必ず提出して下さい！

●農業者年金に加入しましょう！

農業者年金は、税制上の優遇処置等（積立金に応じた所得控除、国庫からの補助）が適用され、老後の生活の安定を図るうえで農業従事者にとって非常に有利な公的年金です。

- 国民年金の第1号被保険者（ただし保険料納付免除者でないこと）
 - 年間60日以上農業に従事する60歳未満の方
- 詳しくは農業委員会事務局にお尋ねください。

編集後記

今年は6月上旬に梅雨入りし、6月下旬には猛暑日が続くなか、収穫期を向かえた農作物に被害がでたのではないかと考えられます。その後は、異常気象の影響を受け秋冬野菜の作付けには大変ご苦労されたのではないのでしょうか。みなさんの経験と技術を発揮されて、さらに一層ご努力されるようにご祈念申し上げます。

【編集委員長】山下 【編集副委員長】井上 【編集委員】吉川、横田、矢沢、本橋、臼井

農業委員会事務局 Tel 042-724-2169 経済観光部農業振興課 Tel 042-724-2166